

忠生環第 344-4 号

令和 7 年 12 月 10 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

忠岡町長 是枝 綾子



(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響
評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について

令和 7 年 9 月 18 日付け環保第 1634 号で依頼のありました標記について、下記のと
おり意見を述べます。

記

当該事業は、令和 5 年 2 月 8 日に本町と大栄環境株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社及び有限会社松和メンテナンス（現・有限会社ショウワメンテナンス）の三社から構成される事業グループとの間で締結された「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」に基づき進められているものです。当該事業が公民連携事業であることに鑑み、事業者には、今後の環境影響評価手続きにおいて、本町全域の環境への影響について分かりやすく示すとともに、環境影響を低減するために必要な配慮を講じられることを望みます。

1. 環境影響評価の実施にあたっては、事業活動による影響を改めて検討した上で、環境影響評価の項目を適切に選定し、最新の知見に基づいた調査、予測及び評価を定量的に行い、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。
2. 令和 6 年 3 月 29 日に環境省から発出された「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」では、廃棄物エネルギーを高効率に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高め、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要であるとされている。本事業においても、地域エネルギーセンターとしての地元への価値創出について地域と十分意見交換を行う場

を設け、地域循環共生圏の形成による地域活性化を期待する。

3. 事業実施場所周辺には住居の立地はないものの、木材コンビナートの北端に位置しておりかつ既存のクリーンセンター運用時と比較して搬入出車両の増加が想定されることから、工事の実施及び施設の供用における車両運行計画を適切に調査・予測し、周辺事業者等との合意形成に努めること。
4. 工事の実施及び施設の供用にあたっては、温室効果ガスの排出の抑制等に資する車両等を選択するように努めること。また、事業期間全体を通じた温室効果ガス排出量の予測・評価を行い、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入やエネルギーの使用の合理化に努めるなど適切な措置を講ずること。
5. 方法書に係る意見書手続きや準備書の作成において、環境影響評価を実施する地域の設定根拠を分かりやすく示すこと。
6. 方法書に係る意見書手続きや準備書の作成において、現況調査の調査実施箇所の選定根拠を分かりやすく示すこと。特に大気質においては、排出元と調査地点の間に阪神高速4号湾岸線や府道29号（大阪臨海線）等の交通量の多い道路が位置すること等からより排出元に近い地点の選定等を検討すること。

以上